



月報

4

缶詰問屋協会

(44.4.30 №28. VOL 3)

4月の行事	1
◇普及宣伝部会	2
◇規格部会	3
◇理事会	10
◇果実野菜飲料缶詰関係団体打合せ	12
◇トマトジュース缶詰の錫異常溶出対策について	14
◇ジュース缶詰の異常腐食防止対策としての製造管理基準	17
◇第3回東急百貨店缶詰祭	19
◇統一伝票促進懇話会で通産省に要望書を提出	21
◇缶詰返品問題について	23
◇蔬菜部会	25
◇全日本ホテル、レストラン料理展説明会	27
◇西部政策調査部会	28
◇缶詰規格連絡協議会	30
◇農林物資規格法の一部を改正する法律案要綱	37
◇日本農林規格の基準変更ならびに基準の追加に関する申請事項	40
◇普及宣伝に関する打合せ	45
会 員 消 息	45

全国缶詰問屋協会

Japan Canned Food Wholesalers Association

東京都中央区日本橋通3丁目8番地

八重洲通ビル7階

電話 東京 (273) 9 2 8 9 番

4 月 の 行 事 一 覧 表

行 事	月 日	時 間	場 所	出 席
全日本ホテル・レストラン料理展説明会	4月 3日	13.30～15.30時	司廚士協会	17名
東急百貨店缶詰祭り 打合せ	4月 4日	13.30～	日 缶 協	
普及宣伝部会	4月 7日	13.00～14.30時	日本橋 精養軒	22名
蔬 菜 部 会	"	14.30～16.00時	"	20名
全日本ホテル・レストラン参加店打合せ	4月10日	14.00～16.00時	日 缶 協	9名
規 格 部 会	4月14日	13.30～15.00時	北 洋 商 会	11名
缶詰規格連絡協議会	4月17日	13.30～17.30時	日 缶 協	農林省松岡 課長補佐団 体専務10名
西部政策調査部会	4月21日	14.00～17.00時	日缶協 大阪支所	
果実野菜飲料缶詰関係団 体打合せ	4月22日	13.00～16.00時	日 缶 協	8団体
理 事 会	4月24日	11.00～14.30時	日本橋 精養軒	19名
全日本ホテル・レストラン料理店参加店説明会	4月25日	13.00～	司廚士協会	
普及宣伝メーカー賛助金 に関する打合せ	4月28日	14.00～16.00時	日 缶 商 事	9名
全国食品缶詰公正取引協 議会理事会(書面)	4月28日			
東急百貨店缶詰祭り参加 店打合せ	4月30日	10.00～ 時	日 缶 協	

5 月 の 行 事 予 定

缶詰共同宣伝実行委員会	5月 7日	14.00～	日 缶 協	
食品衛生法に基づく標示 について	"	10.00～	全国ビスケ ット会館	
規 格 部 会	5月 8日	10.30～	北 洋 商 会	
普及宣伝部会	"	13.30～	"	
アスパラ缶詰展示説明会	5月12日	14.00～	健 保 会 館	
農産缶工組とのアスパラ 懇談会	"	16.30～	"	
定 時 總 会	5月23日	11.00～	ルビーホール	

普及宣伝部会

日時 昭和44年4月7日 13.00～14.30時

場所 日本橋精養軒 桜の間

- 議題
1. 43年度普及宣伝に関する経過報告
 2. 44年度宣伝計画に関する件
 3. 44年度共同宣伝実施に伴う対応策の件
 4. その他

※ 部会討議の概要

2月25日の理事会において缶詰の需要期に「缶詰消費促進運動週間」（仮称）を設定し、その期間中に缶詰を購入した一般消費者に対し缶詰を無料提供するという宣伝方法を全缶協予算に加えその同額を有力メーカーからも協力を得て実施しようという話し合いがなされ、その主旨に賛同が得られたので具体的案を煮詰めるためこの部会開催となつたものである。なお全缶協の43年度普及宣伝に関する経過報告、44年度缶詰共同宣伝実施に伴う対応策についても話し合いが行なわれた。

1. 44年度宣伝計画について

缶詰需要の安定化対策についての全缶協の活動は基本的には缶詰を儲かる商品に育成するという方向で成功をおさめてきているが、しかし、地方会員はその活動を肌身に感じることができないというのが実状であつた。そこで従来の全缶協の姿勢は崩さず、地方会員に対する直接メリットも考え併せて最もよりよい方法で宣伝を実施しようとの理事会決定により宣伝案作成の検討をこの普及宣伝部会で行なつた。協議の結果では全缶協の宣伝費予算のうち350万円程度を充当し、これと同額を有力メーカーから賛

助を仰ぎ合計700万円程度で缶詰を購入した一般消費者に対し缶切りを無料提供し、缶詰の消費促進運動を展開しようということになったもの。その基本的案は次の通りである。

- ①実施期日は缶詰需要期の7月1日開始を一応の目標におく。
- ②「缶詰販売促進運動週間」（仮称）を設定する。
- ③期間中に缶詰を購入した消費者に対し缶切を無料提供する。
- ④小売店に対する缶切配布方法は会員店がそれぞれ独自の方法で行なう。
- ⑤会員に対する缶切り配分は会費割等による。

なお有力メーカーへの協賛金の呼びかけは主たる取引関係にある会員会社から全缶協連名で行うことになった。このことについては一応事務局で協賛額、担当会社等についての案を作成しあらためて理事会を開き承認を得たりえ具体的実行段階に入ることになった。

2. 44年度缶詰共同宣伝実施に伴う対応策について

44年度も前年に引續いて缶詰共同宣伝が1億3000万円の予算で実施されるが全缶協はこれに対応した販売を推進してゆく姿勢を取るようになった。なお前年は宣伝対象はみかん、もも、みつ豆、ホワイトツナ、アスパラガス、スイートコーンの6品目であつたが、本年度はこれに最近非常に伸びつゝあるマツシユルム缶詰と将来はサケ缶に変わる商品と見られるサバ缶詰の2品種を共同宣伝の対象品目に取り挙げたいとの意向が示された。

規 格 部 会

日 時 昭和44年4月14日 13.30～15.00時

場 所 (株)北洋商会 7階会議室

- 議 題
- 1.製造工場缶マーク地区別一連番号制実現に関する件
 - 2.もも缶詰の日本農林規格改正案について
 - 3.そ の 他

※ 部会討議の概要

製造工場缶マークについては先きの規格部会、理事会で「地区別一連番号制」を採用することを全缶協は決定したが、その後日缶協が打ち出した案とは基本的な相違があるためさらにこの規格部会で今後如何に進めるべきかを検討した。その結果全缶協の考え方が正しくメーカー側に伝えられていないと見られること、日缶協案では不都合の生じる点が十分に日缶協側で検討されていない面があるとも考えられ従つて全缶協の「地区別一連番号制」を直接メーカーに訴える必要があるとの見解にもとづき缶詰下請製造工場に対して、全缶協と会員会社との連名で文書を送付し、全缶協の考え方を正しく伝えるとともにこれが実現に協力ありき旨個々に直接訴えることになった。なおもも缶詰の日本農林規格改正案については公正競争規約との相違点、問題個所の検討を行ない、また缶詰規格連絡協議会のあり方等についても話し合いがなされた。

1. 製造工場缶マーク「地区別一連番号制」実現について

製造工場缶マークの簡素化については過去、在京規格部会、規格部会、理事会等で十分に検討を重ねたうえ結論を得た全缶協の「地区別一連番号制」はその商品の品位性を高める意味からもこの方法以外にはないという考え方にもとづきあくまでも「地区別一連番号制」を推進してゆく姿勢を取ることになった。従つて今後の方針としては取引関係のある缶詰下請工場に対し直接文書により全缶協の「地区別一連番号制」について周知徹底を図り、また電話等でも説明を行なうとともに全缶協案に賛成である旨を日缶協總會前までに文書陳情されるよう個々に呼びかけることになった。メーカーに提出した

文書は次の通りである。

昭和44年4月 日

殿

全国缶詰問屋協会
東京都中央区日本橋通3～8

〔社名捺印〕

**製造工場缶マーク「地区別一連番号制」実現ご協力
お願いの件**

拝啓 貴社ますますご繁栄の段大慶に存じます。

さて、すでにご高承のことと存じますが、製造工場缶マークの簡素化につきましては、事の重要性に鑑み弊社が所属する全国缶詰問屋協会において極めて真剣にこの問題と取り組み最善の方法で解決しようと努力しつつあり、去る2月7日の全缶協規格部会、2月25日の同理事会に語つたりえ「地区別一連番号制」採用に全員一致で決定を見ました。この全缶協の地区別一連番号制実現については平素より緊密な関係にあります貴社の積極的なご協力を仰ぎたいと存じますのでまず「地区別一連番号制」決定までの経緯につきお知らせ致したいと存じます。

ご承知の通り食品衛生法上の標示規制は原則として缶胴に製造者の住所氏名を標示することになっておりますが、現在のように印刷缶が殆んどという状況下にあつては、その方法による製缶過程において非効率的であるため、缶マークを都道府県の保健所に届出ることによつてブランド所有者の

住所氏名のみで製造者の住所氏名は併記しなくてもよいという取扱いになつております。しかし現在の缶マーク登録制では3,000にもおよぶ缶マークが届け出されており、食品衛生法の運用上、厚生省自体万一の事故発生等の場合、各県の保健所において迅速適切な処置をとることが困難であり、消費者保護基本法の建前から早急に現在の缶マークのあり方を簡素化すべきであるとの強い要請が厚生省（各県出先機関も含む）ならびに農林省より業界に寄せられました。このようにして逼迫した状況にありながらも関係当局の要請に応えないならば法のうえからも製造者の住所氏名を併記しなければならない事態となることは明らかであり、日本缶詰協会からも全缶協に対し製造工場缶マークの簡素化について検討ありき旨、1月11日付でご依頼を受けました。全缶協におきましてはこの日本缶詰協会殿の要請にもとづき慎重に協議した結果、最善の方法として次の要領による「地区別一連番号制」の決定を見るに至つた次第であります。

1. 製造工場缶マークは製造者固有のマーク（ローマ字綴）ならびに販売者固有のマークは廃止し「地区別一連番号制」を採用する。
但し、缶胴に標示するブランド所有者（製造者又は販売者）の住所氏名の標示は現行通りの標示で差支えないことを前提条件とする。
2. 本規定の実施にあつては施行日前までの製造に係る製品（旧缶マーク）の販売には影響を及ぼさぬものとする。
3. 地区別一連番号の地区の区分は全国を北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州の8地区とし北部より順に「1.2.3.…… 8」までの1桁の番号を当てる。また当該地区の工場番号は「001」からはじまる3桁標示とし、その組合せは次の方式による。

○ — ○ ○ ○

↓ ↓

地区別番号 工場一連番号

4.地区別一連番号の缶マーク使用は一工場一マークに限る。

以上の通りであります。貴社ご所属の日本缶詰協会殿におきましては去る3月26日の理事会にて①一工場一個とする。②マークはローマ字又はローマ字と数字の組合せとする。③仮名文字等は一切使用しないと決定。全缶協の地区別一連番号の採用には協力できない旨連絡がありました。このため全缶協では4月2日付をもつてあらためて日本缶詰協会側のパスカー固有のローマ字又は数字の組合せには賛成しかねるとの反対意見書を提出し、再度検討ありたきよう全缶協会長名をもつてご依頼申しあげておいた次第であります。

日本缶詰協会案に全缶協が反対の理由は次の通りでございます。

- 1.缶マークの整理、簡素化のためにはその本質的観点に立脚すべきであり、缶詰の将来のためにも缶マークの既得権あるいは権利等を主張すべき内容ではない。
- 2.日缶協案では、メーカー固有のマークのみを残すという立場であり、これはすでに現在までの過程において適切妥当でなかつたという実績を残してきた方法である。
- 3.製造工場缶マークは社名又はブランドイメージを持つ記号であつて、ブランド的意味を持たせるべきでないとの基本姿勢から販売業者側は長年使用してきた愛着ある問屋缶マークを敢えて放棄し、合理的でしかもあらゆる面から考え合わせ唯一の方法である地区別一連番号制を採用することに踏み切つたしかし、日缶協案のローマ字組み合わせによつた場合、その殆んどは缶マーク(記号)と称しながらブランドと共通する内容を持つものとなり、消費者サイドからはその商品自体が統一を欠くものと印象を抱かれることになり缶詰の品位保持の観点において得策でない。しかも同一ブランドで下請製造工場数が複数にわたる場合、一つのブランドに各種のブランドイメージを持つ缶マークが打ち出されることとな

り、缶マークとブランドの混乱を生ずる。これがやがて缶詰の品位低下感を与え消費拡大の途を阻む要因となることは自明である。従つて製造工場缶マークはあくまで地区別一連番号によるべきであつて、これを実施することにより、消費者に対しては缶胴に標示するブランドのイメージアップに一層役立つとも考えられる。

4. 日缶協案によると「マークはローマ字と数字の組み合わせとする」とされているが、この方法では製造工場のチェックならびに整理が地区別一連番号制より複雑化する。
5. 缶詰の下請製造制度は今後ますます拡大の方向にあり、販売業者と直接つながりのあるメーカー間では全缶協案の地区別一連番号制に賛成の意向を示している。この意味からしても全缶協案には妥当性がある。
6. 中途半端な改善は合理化にならないばかりでなく食品衛生法上における標示の問題にまで禍根を及ぼすことになりかねない。
7. 近年食品業界に短期間に確固たる消費地盤を築成したインスタントラーメン類も下請製造制度の割合が多いにもかかわらず、工場名は企業内部の単なる記号だけであつてブランド中心制である。

以上の通りであります。全缶協が本件に関し念願するところは、工場記号の単一化を実現するうえにおいて缶詰の品性を保持し、消費促進を図らんとするものであり是非とも缶詰の将来のためにも全缶協が実現せんとしている地区別一連番号制の採用にご賛成いただき早期実施にご協力下さいますようお願い申し上げます。幸い弊社たつてのお願いであります首題の件ご賛成のうえは貴社より日本缶詰協会殿に宛て文書にて地区別一連番号制採用に賛成の旨日缶協總會開催前に申し送られたくお願い申しあげる次第です。

全缶協と致しましてもこれが実現には会員一致協力して官庁ならびに関係団体に強力な働きかけをすることになつておりますので何分とも積極的なご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

2. もも缶詰の日本農林規格改正(案)についての検討

この改正(案)について問題とされる場所は2つ割の規格で特級、並級の2等級が設けられた点であるが、公正競争規約の「特選」とそれぞれ呼称が異なることとなっており公正競争規約では特選以外の表示は認められていない。またこの新規格では8つ割以上はスライスとされておりこれも公正規約ではスライスの表示は外来語で差支えないとされているのに対し農林規格は「スライス(薄切り)」と邦文説明が加えられている。こうした公正競争規約と農林規格との間にいくつかの矛盾点があることは最も業界にとって困ることであり、農林省と公取委とで意見調整を行なりより要請しいずれかに表示の統一を図る必要があるとの意見統一を行なった。しかし缶詰業界として出来れば表示の方法は現在施行されている公正競争規約の表示の方法で行われることが望ましいとの意見がだされた。その他では品名を「白もも」「黄もも」と明記することになっているが、これも従来の規格通りの表現をとり、「白桃」「黄桃」を使用してもさしつかえないこととすべきであるとの意見であつた。併用の糖度18°と規定することについては全缶協としては桃の場合は18°が好ましいとの意向が示された。「人工甘味料」はやはり公正規約の表示通り「合成甘味料添加」に統一したい意向である。なおJASマークに「並級」と表示することは品位が落ちることになり、JASを普及させる意味からも適当な表現ではなくJASマークのみにしたいとの意見が強かつた。

3. 缶詰規格連絡協議会について

この協議会は各団体の専務理事によつて構成されており、共通問題は別として例えば桃缶詰の農林規格について検討が行なわれる場合に果実と全く関係のない団体の専務理事が参加しても当を得た議論は出来ない。また各団体の専務理事は規格について専門家ではなく重要な規格について決定されること

は大いに問題があるのであくまで連絡の場であることを再確認すべきだとの意見があつた。またこれまでの協議会開催はいつも早急に開かれており、内部で検討を加える時間的余裕がないというのが実情であつたがこうした面を是正していくべきだとの意見もあつた。

なお全缶協北田専務理事名で缶詰規格連絡協議会隅野勇殿宛に「協議会運営についてのお願ひ」の文書を提出した。

全国缶詰問屋協会理事会

日 時 昭和44年4月24日 11.00～14.30時

場 所 日本橋箱根軒 総の間

議 案 【通常理事会議案】

- 1) 製造工場缶マークの「地区別一連番号制」実現の件
- 2) 44年度宣伝実施に関する件
- 3) そ の 他

【定時總會提出議案】

- 1) 昭和43年度事業報告に関する件
- 2) 昭和43年度決算報告に関する件
 - ① 収支決算書
 - ② 財産目録
 - ③ 貸借対照表
- 3) 昭和44年度事業計画(案)承認の件
- 4) 昭和44年度会費賦課徴収方法に関する件
- 5) 昭和44年度収支予算決定の件
- 6) 退会々員に関する件
- 7) 定時總會期日場所決定の件

8) その他

※ 理事会審議の概要

この理事会はいよいよ新年度を迎えるに当たり定時總會提出議案の諸議案を審議することが中心議題であつたがその外に製造工場缶マークの「地区別一連番号制」実現のため実施してきた結果の経過報告と全缶協としてこの「地区別一連番号制」は崩すべきでないとの態度を確認した。また新年度は全缶協の普及宣伝活動として会員のメリットを考え「缶詰販売促進週間」（仮称）を設け会員から小売店の手を通じ缶詰を購入した一般消費者に缶切を無料配布する宣伝方法が（全缶協予算と同額を有力メーカーから協賛を得る。）承認された。

☆

☆

1. 昭和43年度事業報告

まず報告の概況として43年度の全缶協活動を總括的にまとめ、報告事項として

- 1) 公正競争規約の施行
- 2) 全国食品缶詰公正取引協議会発足
- 3) 缶詰規格連絡協議会設立
- 4) 製造工場缶マークの「地区別一連番号制」決定
- 5) 缶詰共同宣伝の実施
- 6) 普及宣伝部会
- 7) 果実部会
- 8) 蔬菜部会
- 9) 規格部会
- 10) 水産部会
- 11) 食肉部会

12) 東部、西部政策調査部会

等、全缶協昭和43年度事業報告書を朗読、全員異議なくこれを承認した。

2. 昭和44年度事業計画(案)を承認

- 1) 共同宣伝に対応する販売の促進
- 2) 適正価格形成への諸施策の推進
- 3) 品質向上と信頼性の強化

以上3大方針を柱として本年度の事業を推進していくことになった。

3. 定時総会 期日 場所決定

日 時 昭和44年5月23日(金) 11.00～14.30時

(12.00～13.00時昼食休憩)

場 所 鉄道会館 12階 ルビーホール

(千代田区丸の内1～1 TEL 211～5611)

果実野菜飲料缶詰関係団体打合せ

日 時 昭和44年4月22日 13.30～16.00時

場 所 日本缶詰協会 会議室

議 題 1. 果実飲料缶詰連絡会設置の件

2. その他

出 席 トマト工業会、果汁協会、全清飲、果汁農協連、農産缶工組、

日缶協、製缶協、全缶協、以上8団体事務局。

※ 打合会の概要

果汁等の飲料缶詰に関しては、いままで特に関係団体間の意見の交換、あるいは連絡の場が設けられておらず、ジュース類缶詰に万一事故等が発生した場合適切、迅速な措置が図れないし、また関係官庁における消費者行政も軌道に乗り活発となつてきているため、横の連絡を一層緊密にする必要があり、日本缶詰協会が世話役となつて連絡会結成の団体打合会を開いたものである。打合せの結果、連絡会の設置には全員異議なく賛成し、発足することとなつた。

〔名 称〕

「果実野菜飲料缶詰関係団体連絡会」と称する。

〔目 的〕

果実野菜飲料缶詰に関する事項について関連団体相互の意見交換および情

〔業務内容〕 報連絡を図り、飲料缶詰の発展に寄与する。

事務局に一任。（必要が生じた時にあらためて規定する。）

〔事務局〕

初年度は日本果汁協会内に置く。

〔幹 事〕

当番幹事は2団体とし初年度は日本果汁協会、全国トマト工業会を決定。

なお幹事の任期は1年間とし、輪番制。

〔参加団体〕

全国缶詰問屋協会

(社) 全国清涼飲料工業会

(社) 全国トマト工業会

(社) 日本果汁協会

日本果汁農協連

(社) 日本缶詰協会

日本製缶協会

日本農産缶詰工業組合

以上8団体（50音順）

なお全国トマト工業会側よりトマトジュースの製造管理基準について説明があり、各団体に協力ありたき旨の要請があつた。この連絡会の設置により、今後共通の問題を取りあげ意見の交換を行なうとともに各団体とも情報をキャッチした場合速やかに幹事団体へ連絡を取ることになつている。

たゞし現在検討中である果汁飲料に関する公正競争規約についてはこの連絡会では取りあげないことに申合せがあつた。連絡会の経費は必要が生じた場合8団体で均等に負担することになつた。

トマトジュース缶詰の錫異常 溶出対策について

全国トマト工業会では技術研究委員会を中心に新に「トマトジュース缶詰の錫異常溶出対策実施要領」を策定し事故防止に努めトマトジュース缶詰産業の発展を期することになつた。その実施要領は次の通り。

トマトジュース缶詰の錫異常 溶出対策実施要領

トマトジュース缶詰の錫異常溶出防止対策は、この要領によつて行なうものとする。

1. 缶内残存空気について

トマトジュース缶詰は日本農林規格において「密封が完全で適当な真空度を保持し」との規格条件に合致することが要求されており、この条件を充たしている事がJASマークによつて証明されているが製造中において空気の混

入を出来るだけさけるよう脱気を行ない製品の真空度は 30 cmHg 以上となるよう配慮すること。

2. 調味料及び添加物について

トマトジュース製造上の調味料及び添加物としては食塩（並塩、粉碎塩、原塩を除く）ビタミンC等を使用するが、これらはすべてトマトジュース製造時に入荷するものである。

食糧は産地、経路等によりその成分の多少の変動は免れないので異常な重金属、硝酸塩の混入の皆無を期するために分析表の提出を求め納入場所で品質検査を行なうこと。ビタミンCは、食品添加物として検定合格品を使用しているが、納品ロットの分析表を添付せしめ納入場所で品質検査を行なうこと。また、これら調味料及び添加物の工場への収納後の保管及び取扱いには万全を期すること。

3. 空缶の管理について

トマトジュース用空缶は天地ラツカー缶を使用すること。ブリキの耐蝕性に関係する要因としては、全国鋼の組成、鋼地金の表面層を始めとして、スズ鍍金層のピンホール、錫表面の酸化膜、錫中の不純物、錫の結晶粒の大きさ、錫の結晶構造、合金層の性状が取り上げられている。製缶メーカーに徹底的な工程管理並びに品質管理が行なわれることを要請すると共に、ロット毎の控見本の保管を行なうこと。

また空缶輸送を行なうに当つては貨車又はトラック等に腐蝕性材質が残存していて、これらが缶を汚染する場合も考えられますので充分注意すること。なお、空缶の工場内保管については、その収納場所を清潔にすると共に異常な高湿度、高温度になつたり空缶が保管中に汚染を受けたりすることが無いように注意すること。

4. 製品保管及び販売について

トマトジュース製造工程中、充填巻縮後冷却し、製品をダンボールへ収納、荷造りする時点においては缶詰は水切りされていると共に、発錆等の問題を生じない温度にまで充分冷却されていること。

また、製品保管温度が異常に高いと短期間でも錆の溶出を促進することがあるので保管倉庫内並びに店頭における温度管理を厳にすること。

製品販売に当つては、開缶後、缶詰は空気によりブリキ面が酸化し、変味のおそれがあるので早急に消費し、使い残しはガラス容器等に入れかえる等の措置をなし缶内には留め置かないよう指導すること。

なお、室温貯蔵3ヶ月および6ヶ月の製品ロットにつき錫含有量を測定し異常溶出の有無についてチェックする。異常溶出を認めた場合は直ちに製品ロットの回収をすること。

5. 原料トマト及び製造工程の管理について

トマト果実中にある程度の量の $\text{H}_2\text{O}_2-\text{N}$ が蓄積することは植物生理の面から考えて予想される。 NO_3-N が限量以上混入したトマトジュースを缶詰にすると錫の異常溶出を促進することが報告されておる。

トマト原料中たとえ NO_3-N を含むものがあつてもトマトジュース充填前で3PPM未満の原果汁を使用して熱時満注充填による製造法が必要である。この結果、トマトジュース製造工程における NO_3-N 量の迅速な判定法としてジフェニルベンチジンによるスポットテストを採用し、原料トマト及び調味直前に調合タンクで充分混合攪拌した搾汁液について NO_3-N を測定（いかなる場合にも必ずこの方法を調味前に行なうこと）し、3PPM以上のものについては他のトマト製品に使用し、3PPM未満のものについてトマトジュースとして多管式熱交換機又はプレート式熱交換機により118～120℃ 40～60秒の瞬間殺菌を行ない、品温90℃以上の熱時満注充

填巻縮を行ない適当な滅菌時間を経て缶内品温をできる限り下げするために、急速冷却を行なう。

冷却後の品温は30℃以下とする。

また原料生トマトの洗浄水は充分水切りを行ない、いやしくも使用水が製品中に混入しないよう充分配慮すること。

なお、原料用健全完熟トマトのPHは4.0～4.3のものを使用すること。

ジュース缶詰の異常腐食防止対策としての 製造管理基準

1. 原材料の管理について

- (1) 原料（特に野菜）中にふくまれる硝酸イオン：製造の都度硝酸イオンを検査し、硝酸態窒素 $\text{NO}_3\text{-N}$ の含有量を異常腐食を起すおそれのない限界値以下におさえる。
- (2) 酸味料：フマル酸およびマレイン酸ならびにその塩類は使用しない。クエン酸、リンゴ酸または酒石酸を使用することが望ましい。
- (3) その他食品添加物：重合磷酸塩のほか各種キレート化合物、フレーバー・ベースなどの食品添加物を使用する場合は、事前に十分検査し、錫の異常腐食に対する安全性を確認してから使用する。
- (4) 一次加工原料：一次加工原料を製造する際は、原料・用水にふくまれる硝酸イオンについてチェックするとともに、脱気を十分行なう。一次加工原料を使用する場合は、製品中にふくまれる錫含有量を検査し、異常値を示すものは使用してはならない。
- (5) 空缶：空缶の材質については、事前に製缶業者と十分連絡をとり、耐食性について問題のないものを選択するよう留意する。

2. 用水の管理について

- (1) 配合用に使用する井水、水道水等については、年間を通じすくなくとも毎月1回、硝酸態窒素量を調査する。
ジュース缶詰製造期間中は毎日検定を行ない、 NO_3-N として1ppm以下におさえる。
- (2) 硝酸態窒素 NO_3-N 1ppmをこえる配合用水は必ず適当な硝酸イオン除去装置により、脱硝酸処理を行ない、 NO_3-N として1ppm以下であることを確認した上で使用する。

3. 製造工程の管理について

- (1) 原材料の配合：原材料はそれぞれ配合用水の一部をもつて別個に溶解したのち、全体を均一に攪拌、混合する。
攪拌にあたっては、空気の混入をできるだけ最小限度にとどめるように留意する。
- (2) 瞬間殺菌：多管式熱交換機またはプレート式熱交換機により、 93°C 以上で瞬間殺菌を行なう。
- (3) 充てん：瞬間殺菌を行なったのち、直ちに品温 85°C 以上で熱間満注方式により缶に充てんする。
- (4) 密封・冷却：充てん後、直ちに密封し1分以上横置後、品温 40°C 以下になるよう急速に冷却する。
- (5) 貯蔵：できるだけ低い温度に貯蔵する。

4. 製品の品質管理について

室温貯蔵3ヶ月および6ヶ月の製品について錫含有量を測定し、異常溶出の有無についてチェックする。異常溶出をみとめた場合、直ちに製品を回収する。

製造後できるだけ早い時期に製品の錫含有量を検定し、異常溶出の有無についてチェックできるような管理基準を設けることが望ましい。

注…トマトジュース缶詰については全国トマト工業会制定の実施要領によること。

第3回 東急百貨店缶詰祭り

恒例となつた「第3回東急缶詰祭り」に関して、4月4日幹事店会、次いで4月30日参加店による打合会を開き、次の要領にて開催されることになつた。

1. 名称 東急百貨店缶詰祭り
2. 期間 5月23日(金)～6月4日(水) 12日間
3. 会場 (イ) 東急百貨店 東横店催売場
(ロ) 日本橋店催売場
4. 主催 日本缶詰協会
5. 後援 全国缶詰問屋協会
6. 参加店

(株)明治屋、三井物産(株)、(株)逸見山陽堂、(株)北洋商会、(株)国分商店、
(株)鈴木洋酒店、(株)中島董商店、ゴールドバック(株)、関東缶詰(株)、
日本水産(株)、日魯漁業(株)、日本冷蔵(株)、(株)桃屋、雪印食品(株)

以上14社

7. 取引方法

- イ) 買取仕入、納入価格については参加会社と個々に協議のうえ決定。
- ロ) 現在取引口座のない参加会社は協会の臨時口座を設定し經由する。

8. 販売方法

- イ) ブランド別に陳列販売、商品点数は各社15点内外が適正(各社1ケー

ス担当)

- ロ) 各社特別提供奉仕品を5点選出し販売する。
- ハ) 各社担当ケース毎に試食宣伝販売を行なうほか、特設の立食コーナーを利用して日替りにて宣伝に当る。
- ニ) 有料立食コーナー、協会より特別提供による缶詰を利用し、ジュース、サンドイッチ、フルーツケーキを作り廉価にて販売する。東横食品担当
(東横店のみ)

9. デモンストレーション

- イ) 缶詰を利用した手軽な料理の講習を行なう。日本缶詰協会担当
(東横店のみ)
- ロ) 缶詰料理、炭酸入フルーツパンチの無料試食を行なう。材料用缶詰は参加者提供
(日本橋店のみ)
- ハ) 缶詰に関するクイズを行ない、正解者の中より抽せんのうえ当せん者に500円程度の缶詰購入ギフトカードを贈呈する。参加各社負担
(60名程度希望)(両店)

10. 宣伝広告

- イ) 新聞広告 5月23日(金)サンケイ夕刊掲載、東急負担
- ロ) ポスター 中吊り(2日)、東横、池上線、地下鉄銀座線、日比谷線、東急負担
- ハ) 折込広告 5/23 30万枚
チラシ(折込) 5/24 45万枚 東急負担
- ニ) 装飾 (1) 会場の各社売場にブランドを表示しメーカーのPRを計る。
(2) 両店に屋上より流旗2本吊下げ広告

統一伝票促進懇話会で 通産省に要望書を提出

統一伝票促進懇話会では過去4回にわたり統一伝票に関する検討を重ね、業界団体間での意見調整を行ってきたが、その結果、通産省に対してできるだけ早期に「統一伝票のモデル(案)」を作成されたいとの陳情をすることになり4月22日に下記の要望書を提出した。

昭和44年4月22日

通商産業省企業局

局長 大慈弥 嘉久 殿

統一伝票促進懇話会

取引伝票統一化に関する要望の件

本会は昭和43年11月に通産省当局の御勸奨に従って、取引伝票統一化に関し業界団体間の意見を調整し、その結果を当局に報告するとともに業界の要望を陳情するために設けたものであります。本会の会員構成、議事経過等につきましては別記の通りで、構成業種数、懇話会開催数など決して満足しうるものではありませんが、本44年度から当局が取引伝票の統一化普及指導に御着手されるに際して、下記事項について御配慮賜りたく要望いたします。

なお、今後会員の拡充をはかり、当局の御施策の進捗に応じて、必要があれば随時懇話会を開催し、御施策の円滑な推進に協力いたすことを申し添えます。

要 望 事 項

1. 取引伝票の統一化は各業界並びに所属企業の近代化促進に関してきわめて有効であるので強力に統一化施策を推進されたい。なお、44年度中に統一伝票モデルを決定され、速やかに普及指導に着手されたい。
2. 各業界には大規模企業（コンピュータを導入するなどして事務処理システムが確立されている）と中小企業（事務処理システムが未熟・不完全である）とが併存しているが、規模の大小にかかわらず参加しうるような統一化を推進されたい。
3. 各業界の所属企業、特に中小企業の近代化のために、取引伝票の統一化と同時に、すぐれた事務処理システムを開発され、その普及指導を強力に推進されたい。
4. 多くの業界に不適正な取引慣行が存在していることにかんがみ、伝票に取引基準を明示することによつて、各業界における取引の適正化が促進されるよう配慮されたい。ただし、この場合各業界の特殊性に十分配慮され、業界の要望をよく取り入れられたい。
5. 制定されるモデル伝票の実際の使用に当つて、統一化の主旨を損じない範囲において、各業界の特殊性を加味しうる余地が残され、なお、業界の所属企業が自社の伝票として採用する際（自社の売上伝票その他を設計、印刷する際）上記と同様の余地が残されるよう配慮されたい。既製伝票を購入使用する場合においても各業界、各企業の特殊性を生かしうるよう余白部分（例えば適用欄として）が残されるよう配慮されたい。
6. 伝票の規格・様式は、各業界で各企業が現在使用している事務機器によつて処理（起票、整理、保管）しうるように、制定されることが望ましい。一部において不可能な場合は止むをえないが、その場合も経済性を考慮されたい。
7. 取引に際して必要とされる項目内容を網羅するに止まらず、経営情報

管理のデータとして利用しうるように伝票の様式を制定されたい。

8. 上記1.2.5.6.7の各要望事項をほぼ満足させる統一伝票として、織物業界において既に48年4月から織商連統一販売伝票（別添資料参照）が実施されていることにも留意されたい。

追つて、日本チェーンストア協会と日本セルフサービス協会は、必要あれば、別途に各業界内の要望をまとめ通産省当局に提出する。

（添付書類省略）

缶詰返品問題について

先きに東京都食品卸売同業会、全缶協連名で販売店に対して、「缶詰の取引について」買主の責任において発生した錆缶、マジック記号、棚ざらし、売残り端数品等の返品には応じない、旨の文書を提出したが、これに関連して日缶協は全缶協に対して次の文書を寄せてきた。

普 発 第 1 号

昭和44年4月7日

全国缶詰問屋協会 殿

社団法人 日本缶詰協会

缶詰返品問題につきお打合せのこと

拝啓 いよいよご清祥のほどおよろこび申し上げます。

掲題につき、貴両団体連名で缶詰小売店あてに、4月1日付で発信された文書の第4項「さび缶・マジック記号したもの、棚ざらし、売残り端数品等、買主である販売店側で発生したものについての返品はお断りいたします」とある件につき、農林省経済局消費経済課において、消費者行政上、万一にも深さび缶等のものが、小売店より消費者の手に渡り、事故発生等があれば缶詰の信用上、また保健衛生上、大きな禍根を残す故、注意するようにいい渡されております故、お取引上万遺漏のないとは存じますが、特にご留意下さるようお願いいたします。

まずは、お願いまで

敬 具

なおこれに対して、同業会ではその主旨についての説明として次の文書を日缶協に提出。

都食同 第17号

昭和44年4月15日

社団法人 日本缶詰協会 御中

(写) 缶詰返品問題実行委員会
全国缶詰問屋協会

東京都食品卸同業会

拝啓 いよいよご清祥賀上げます。毎々格別のご厚誼頂き有難く謝上げます。

貴4月7日付普発第1号御状拝誦致しました。当方販売先宛に「缶詰取引について」として申述べ居ります内容の一部について農林省経済局のご所

見と云われるものをお伝え頂きました。

就きましては弊方が述べ居ります本来の趣旨は：

A こうしたものは自身で処置する即ち元方え返品等の転嫁はせぬこと又著しく損傷したものは商品として消費者に販売することは不可能であることの認識。

B こうした商品の発生しない様に販売店が留意管理するものである。と云つた取引上の道義を確認し合うことによりまして販売価値をもたぬものが消費者に渡る…と云つた懸念はさらさらございませぬことゝ信じます。何卒斯様な次第を当局に対しても宜敷くお執成の程願上げます。

先は貴酬迄

敬 具

蔬 菜 部 会

日 時 昭和44年4月7日 14.30～16.00時

場 所 日本橋精養軒 桜の間

(日本橋三越本店前 福島ビル9階 TEL 241-2741)

議 題 1. 新物たけのこ缶詰に関する件

- ① 作柄、生産状況と今後の見通し
- ② 販 売 対 策
- ③ そ の 他

2. 新物アスパラガス缶詰に関する件

- ① 在 庫 状 況
- ② 新物の作柄、生産見通し
- ③ 販 売 対 策

④ 日本農産缶工組との懇談会について

⑤ その他

※ 部会討議の概要

この部会では当初の予想に反して、その出方の遅れが目立っている。筍缶詰
に関する各産地の情况分析、意見交換を行ない、また新物アスパラガス缶
詰についても市況の分析、生産状況等を中心に検討した。

1. 新物たけのこ缶詰の原料状況

ことは九州、近畿、四国の各産地とも豊作乃至大豊作が予想され3月中
旬には製造入りとの大方の見方であつたがその後低温が續いて4月に入つ
ても依然として天候が回復せず筍の成育が止まり、当初の予想から20日
間位遅れることになつた。こうした状況変化に伴い先行き動向を話合つた
が4月10日を過ぎれば多量に出るといふ見方と、平年作との見方があつ
た。たゞ20日間操業が短縮されているのでそれだけ生産は少なくなつた
と見る意見が多かつた。とはいえ天候が回復すれば芽つきのはすべて
出回るわけであり現段階では豊作にあらずとはいひきれず、その意味でも
一番難しい時期とされ、高値増産の危険性が多分に含まれており、お互に
慎重を要するという話し合いとなつた。販売対策については、まだ原料が
本格的に出回つておらず、本格出回りを待つてなんらかの対策を講ずべく
検討を進めることになつた。

2. 新物アスパラガス缶詰について

アスパラ缶詰の昨年の生産量は、内地11万、北海道71万と、減産であ
つたため、市況も順調に推移し特にホワイトの250g缶が品薄となり、
好調に売れた。ことしの生産見込みも昨年並み程度でそう多くの増産は期

待できない。従がつてことしは早くからメーカー間での原料の争奪戦、大手商社の玉手配等、かなりの荒模様の様相を帯びている。原料は昨年よりかなりの高値が予想され、特に北海道のバターは製品価格についてかなり強気であると伝えられる。全缶協としては折角これまで250㊳缶100円小売によつて家庭消費が伸びてきたわけであり、これが余り高値になるとその地盤を崩すことになる。しかし全缶協はあくまでも100円小売を唱えるということではなく、販売の実勢価格からいつてホワイトのジュース缶に限り5円程度の値上げは可能ではないかとの見解が示された。一方グリーン250㊳および4号缶は市況から見ても台湾産が昨年の建値と変わっていないこと等からいつて値上げは絶対に不可能であるとの見解が示された。

全日本ホテル、レストラン料理展説明会

社団法人全日本司厨士協会では、創立10周年を迎えるに当たり、その記念事業として5月20日(火)～25日(日)の6日間、銀座三越百貨店の8階の催し場で「全日本ホテル・レストラン料理フェスティバル」を開催するが、日缶協、全缶協はこれに協賛することになった。料理展参加については日缶協、全缶協を通じて会員店に参加の呼び掛けを行ない、その説明会を4月8日司厨士会館で、次いで4月10日、日缶協で開催しその最終的煮詰めとして4月25日司厨士会館で三越側から岩崎宣伝部長、小沢食料品主任ほか3名が出席し、この催しに出品参加するメンバーで参加店説明会を行なった。

1. 缶詰関係参加店

(株)北洋商会、野崎産業(株)、ほてい缶詰(株)、明治製菓(株)、清水水産(株)(株)鈴木洋酒店)、関東缶詰(株)(株)二幸)、日本冷蔵(株)、日本水産(株) 以上8社

2. 搬入その他の事項

(イ) 搬入は5月19日(月)午後1時から行ない8時迄に終了する。これは8台

のエレベーターを使用して行なり。展示物、商品とも検品はしないが、搬出は所定の手続きをとること。

- (ロ) 出品物リストは品名、小売価格、社名、担当者名、電話番号を記載し5月10日迄に、三越食品部へ提出。
- (ハ) 販売員派遣、各社1～2名派遣のこと、入店手続きをとるので派遣員の名前、性別、年齢を至急連絡されたい。派遣員は白衣着用のこと。
- (ニ) 販売・代金決済
 - 1) 各サークル毎にレジスターを1台置き、出品小間別に打込む。
 - 2) 三越の取引口座は司厨士協会の臨時口座一本とする。
 - 3) 販売額の何%（商品により相違）差引き5月20日～25日の売上げ総額を月末締め切り、6月上旬に司厨士協会へ一括支払いし、各社への分割支払いは6月20日の予定。
- (ホ) その他
 - 1) 販売商品は必ず三越の包装紙で包むこと。
 - 2) 試食、試飲の容器は紙器に限る。また電熱器は早目に申込むこと。
 - 3) 小間、売台の大きさは間口1.75m、奥行90cm、高さは商品の種類により高、中、低の3種類とする。
 - 4) 商品保管、予備持込み商品の保管は、地下に用意する。
 - 5) その他、広告のチラシ等に特売価格を書き込みたいので5月10日までリスト提出のこと。

西部政策調査部会

日時 昭和44年4月21日 14.00～17.00時
場所 日本缶詰協会大阪支所 会議室

議 題 1. 缶詰返品問題に關する件

2. その他

出席	全国缶詰問屋協会	西部政策部会長	広瀬 清 氏
		副部会長	大橋 庄三郎 氏
	㈱ 松下商店	仕入 課 長	大同 源三郎 氏
	㈱ 吉川商店	食品担当部長	香山 亨 氏
	加藤産業 ㈱	専務取締役	西馬 武 氏
	㈱ 長井藤商店		伊藤 勇 氏
	野田喜商事 ㈱		時本 耕治 氏
	㈱ 徳 和	取締役社長	柴田 常男 氏
	花菱乾物 ㈱	課 長	藤田 武士 氏
	寿産業 ㈱	取締役社長	宮井 英一 氏
	(合) 刀弥商店	代表社員	刀弥 健二 氏
	全国缶詰問屋協会	専務理事	北田 久雄

※ 討 議 の 概 要

全缶協においてまず取りあげられた缶詰の返品問題についてはすでに東京都食品卸同業会が4月1日から $\frac{2}{1000}$ 歩引きを実施し、成果を挙げつゝあるが、西部政策調査部会においても東京同様に実施すべきであるとの空気が高まり、これが実現のための部会を開催し、具体的協議を行なつた。

協議の結果、西部地区も①小売店に対しては変妝品、膨張缶以外のツプレ缶、銹、棚ざらし品等の返品は引取らない ②工場（仕入先）には定率歩引計算により歩引き基準を $\frac{2}{1000}$ とするという処理方法の方向で早急に細部検討することになり、まず大阪缶詰同業会、京都缶詰卸同業会、神戸缶詰同業会においてそれぞれ役員会を開き協議したうえ委員を決め、5月9日（予定）に3地区同業会が相寄り、連絡会を開催する運びとなつた。

実施時期は一応6月1日を目安とし、下から盛りあがったかたちで推進される。
なお名古屋地区も西部にあわせ会合を開き検討されるよう要望があつた。

缶詰規格連絡協議会

日 時 昭和44年4月17日 13.30～17.30時
場 所 日本缶詰協会 会議室
出 席 農林省消費経済課 松岡課長補佐
団体専務理事 10名。(全缶協北田出席)
議 題 1. 農林物資規格一部改正の件
2. 日本農林規格の等級について

農林省消費経済課の松岡課長補佐出席のもと、議題の1および2の件につき農林省側より説明があり、業界側の質問等の交換を行つたあと、4月15日厚生省より日缶協に呼び出しがあり、隅野専務出席し、厚生省の考え方、希望について報告があつた。

〔農林省松岡課長補佐の説明〕

農林物資規格法については前回農林省の考え方をみなさんにお話し協力していただきたいようお願いしたがおかげで4月1日の次官会議、4月2日の閣議に提案された。進行状況は国会の農林水産委員会で審議されることになるが、解散ムードからみて遅れている。新聞等では加工食品は統一的に行政指導が出来るように基本的に関係法を改めるべきであるとの報道もなされたが、食品衛生法で一本にすることは政府の機構を改めなければ出来ないことと思う。法を一本にすることは簡単だが、農林省が衛生に関

する行政をするわけにはいかない。

さて、農林物資規格法の一部を改正する法律案要綱 についての 問題は5項目に分れているのでその点の説明を申しあげたい。(37頁参照のこと)

(1) 題名及び目的

缶詰の適正表示を行なわせる意味において目的に「一般消費者の選択に資する」を加えた。

従つて目的は品質の向上と表示の適正化の内容となつた。

(2) 農林物資等の定義については現行法では輸入品はJASの対象にならなかつたが、これも含めることとし、また飲食料品も含めその範囲を包括的に行なりことにした。そして規格は品質と表示があいまつてJASとするより明確に定義した。

(3) 日本農林規格については表示の適正化のため必ず表示の基準を含めて制定することとし格付方法はいままで都道府県それぞれが格付機関として条令により検査をしてきていたが農林大臣が統一的に定めることになつた。認定工場についてはいままで工場で管理すればよいかたちでサンプリング、ラベリングは認定工場に委嘱し、法律にうたわず運用上で進めてきたが、認定工場の権限、責任義務をはつきりさせた。登録格付機関も質の向上を図るため資格のある人を登録させることにした。また過当サービスや検査で手をぬくようなやり方あるいは1品目について過剰な格付機関があつても困るのでそういう場合は辞退させる。また独占的なことも避けるようにし、仕事をやる範囲を拘束するよりもした。格付機関となつていながら例えば日缶協の植物油脂の品目のごとく1回の実績もないところは1年間でその資格を失わせることも考えている。

(4) 表示の適正化はこんどの改正の目玉となるところであるが、JASは

- 任意法であり、受検するものには拘束することができてもJASを受け
ないものに対しては拘束することが出来ないで、せめて表示だけで
も義務づける内容にして、これを閣議にかけ、品目を指定し表示させ
るよう告示することにした。そして表示を守らないものに対しては守
れとの指示を与えそれでも改めない場合は新聞等で公表することにし
た。当初は罰則規定まで考えていたが、農林省はあくまで取締機関で
なく指導官庁であり、指導することで十分ではないか、との意見もあ
つて指導的役割で満足することにし、罰則は公取委一本にした。家庭
用品品質表示法（通産関係）でも、いままでの例から見て公表までゆ
かないで改められているという前例もあり農林省も割切ることにした。
- (5) 農林物資規格調査会についてはいままで関係官庁の職員外50名以内
のメンバーで構成されていたが、これが20名以内に限られることにな
った。しかし20名では不足で23名が必要となったとき閣議にかけ
て認められるかどうか、そういつたことも考えている。

この調査会にはいままで50名のうち役人が半数以上を占めていたが、
このたびから役人は全員降りることになった。そして客観的立場の学
識経験者と生産者、消費者の代表を加え20名で構成される。この20
名を割振つてみると加工食品にあつては農林、水産、畜産の部門があ
り、これで3人、食品関係から2人、計5人の業界関係者を入れたと
き消費者代表を同数入れよとなつているので10人となる。それに学
識経験者5人、さらにジャーナリストも加え20人というかたちにな
る。この調査会において表示の基準の制定改廃について基本的な協議
を行なつたうえ閣議に提出されることになる。

以上5つの点を法案にとりあげ国会に提出している次第である。

JASについては農林省に応援してくれるところがなく、たとえ先生方が
持ちあげるにしてもお金にならないので本当に力になつてはくれず、その

点でどうか議員に懇意な方があれば一声、二声かけて協力願うようお願いしたい。

自民、民社の両党は賛成のようだが社会党で一部反対の意見もあり、いま国会のマネ板に乗っているという状況である。

なお表示は缶詰だけではないことを知つていただきたい。一業界だけがどうなるということだけでなく、他も派生的に及ぶことを考え、問題点を把握しどうするかを取りあげてゆくべきである。みなさんも巾広く動いて情報をキャッチして欲しい。でないと例えばいまマーガリンが個々に呼ばれているが、マーガリンで認められたものがなぜ缶詰で特例を認めないかという問題も起きかねない。大阪城のそと堀をうめられるようなことに相成つてはまずい。JAS協会も情報をキャッチすることにつとめ各団体に知らせるよう協力願いたい。

以上が農林物資規格法一部改正のあらましである。

☆ ☆ ☆

次に日本農林規格の等級について説明致したい。

等級設定については前回農林省の考え方を説明したが、この方針は農林省の方針であり、協力を得られたものから改めてゆきたい。それには十分相談のうえ設定したいと考えている。

ももかん詰の日本農林規格(改正案)について申しあげると、もも缶詰はかなり品質に差があり、よいものはよいものなりに問屋に売つていただくの考え方で作業をすすめたい。この改正案は日本農産缶工組の意向を入れたが、基本的には農林省で作業を行なつた。まず農林省の考え方を説明すると、第2条の定義では糖類の種類を制限した。

消費者の考え方は、シラップと称するものは砂糖だけだと思つていたとの声もあり、糖類に水あめがあげられているのは価格的に安い製品であり、これは砂糖の増量に使用されるもののためではないかという見方がされ、

信用されない。糖液の種類を書かせる方向にあるとはいうものの全糖の仕分けまでやることは困るので糖液の種類を砂糖とぶどう糖に限った。そうすれば〇〇の全糖としなくてもよいのではないかという考えである。

次にももに等級設定をしたがどれにもこれにも等級を設ける訳ではなく、例えばスライスに特級を設けるとどんなことになるかといった問題もある。ももはあくまで2ツ割が基本であると考えている。3条の「特級」と「標準」にしたことについては農産缶工組で標準を「一級」にしてくれとの要望があつたが、ことさらよいものに見せようとするには問題がある。特級についてはこれと関連して食肉野菜煮に特級を入れるにはどうするか。いまのように20%という肉の内容ではまずい面もあり、スキヤキなどは2割ときめたことがあつたが、これを30%以上にするといつたように一般的あり方にプラスアルファの要素が入るようにしたいと考えている。しかしニューコンビーフについては特級を設定しないで仕分けしてやつてゆく気持であるが、こういつたことについても考え方をまとめてゆきたい。

ももの特級はあくまで全糖であつて合成甘味料は含めたくない。各党は添加物に対しきわめて関心が高く、添加物は含まないのだという考えを伝え、迅速に進んでゆくようにしたいと思つている。糖度は現行13%以上だが、300万⁰/sの7割は人甘主体であり、その人甘は10%のものが圧倒的に多く13%が守られていない実状である。農産缶工組は10%を希望しており譲りたい気持もあるが、保証がなく、この糖度については工組側も意見半々ときいているので農林省にあづけてくれといつている。現状を動かさないことが農林省としては一番楽であり、10%に下げるとなぜ下げるのかと攻められることになる。社会党も16日の朝日新聞朝刊に出ている通り食品添加物の總点検をするといつており、改悪ではないかと基本問題で攻撃されることになるのでその点からも協力願いたい。

次に4ツ割表示の2項を見ていただきたい。

スライスのことであるがこれはスライス(薄切り)としたい。消費者から外来語は避け日本語で書けとの声が強く、こうした説明を付すことにした。業界では薄切りというとかえってどんな切り方をしているのかむしろ判らなくなつてしまふ面もあるが、一般消費者から見ると一般用語でないを取られ何んとか考え出さなければならない状況におかれている。缶詰用語としてほかによい日本語でもあればブロックン、ダイス、ピース等についても同様にお知恵を借りたい。

大体以上の点であるが糖類規制の問題と等級については農林省としては降られぬ点であり環境は極めてきびしいことをご理解願いたい。

みかんの糖度等についても農林省が大上段に構えることはどうかと考えており、出来るだけよい方向にまとめてゆきたいし、それが現実的だとも思っている。

〔その他松岡課長補佐談〕

- ※ スライスは規約で説明しなくてよいよになつており、薄切りは入れなくてよいように願いたいといった業界意見に対し松岡氏は公正競争規約は決まつているが、もともとJASから引用したものであり、それがいつの間にか規約になつていることに不満であると述べていた。
- ※ 等級の「標準」についてJASマークの下に標準の文字を入れることは省略することが出来るようにしていただきたいとの意見に対し、松岡氏はなぜ標準と書けないのかといたいと反論した。
- ※ カ=缶は現在缶型、内容量だけが決められているが、絵ばかり立派で内容まちまちであり、等級について組合で何んとか協力していただきたい。場合によつてはスタンダードだけでも規格を設けたい。
- ※ 糖度に関連し「前の規格を設けるときもJASを受けようではないかの話合いでやつてきたが受けるものが少なく農林省はつらい思いをしている。

ルーズにしておくかと思つているとそうではなく、大いに考えさせられている」と語つた。

- ※ 特級に関連し全缶協の中には例えば下請工場が3工場あるとしてそのうち一工場はよいものができるが他の工場では同じものが出来ないというところもあるので特級はやめていただきたいとの意見が一部にある。私は缶詰の将来のためにもよい品質のものはよい値段で売られるよう努力されたいとの希望を同氏はもらしていた。

【 缶 マ ー ク に つ い て 】

隅野専務理事談

缶マークについて4月15日厚生省の食品衛生課野津課長に呼び出しをうけ厚生省としての希望が述べられたのでご報告したい。

まず製造年月日であるが厚生省は年月日があつきり判るように「44.4.15」のように希望したいとのことであつた。日缶協ではOYZの記号は廃止し「10.11.12」の数字とすることにし「91112」等の様式に改めたいこと、また刻印が長くなると缶型により非常に困難なものもあり、ピンホールのおそれも生ずることを説明したが、厚生省も相当研究してこの際はあつきりして欲しいとの要望であつた。製造工場缶マークについては全国に保健所が850箇所程度あるのでその保健所を3桁の数字とし、そのあとに一工場一マークが續くようにしていただきたいとの意見である。この製造年月日、製造工場マークはひとり缶詰ばかりでなくその他の加工食品も含めて改正作業にかかつており、一元的に統一する方向で考えられている。また缶詰の製造業の定義が現在のものではあつきりしておらず例えば食油、醤油等も缶詰の製造業の部類に含まれているので、これは食油製造業、醤油製造業として缶詰と切り離したいとの考えのようである。それ

からハンバーガー等については惣菜製造業という業種を与え、もし缶詰を製造する場合はこういう設備でなければならないというようにしたい考えであるとも言っていた。

以上のような訳で缶詰の定義をはつきりし厚生省に示さなければならないことになった。

なお缶マークについては缶詰ばかりでなくラーメン、酪農関係、ハムソーセージ等各団体が次々に呼ばれており、特に缶マークについてはなるべく連休前にはつきりした返事をいただきたいとの希望であった。

☆ ☆ ☆

この連絡協議会の席上、日本食肉缶工組、日本農産缶工組等から、缶詰の内容量の変更、缶型追加に関する要望(40頁参照)があつた。

農林物資規格法の一部を改正 正する法律案要綱

第1 題名及び目的

- 1 題名を「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」と改めること。
2. 目的として、農林物資の規格の制定普及により農林物資の品質の向上、取引の単純公正化、使用又は消費の合理化を図ることのほか、農林物資の品質に関する適正な表示を行なわせることによつて一般消費者の選択に資する旨の規定を加えること。

第2. 農林物資等の定義

1. 「農林物資」の範囲につき、輸入品を含めるとともに、飲食料品等は従来のように個別に政令で指定することなく包括的に農林物資に含めること。

と。

2. 「規格」には、表示の基準が含まれることを明確にすること。

第3. 日本農林規格

1. 日本農林規格による表示の適正化

一般消費者が品質を識別することが容易でない加工食品等の農林物資に係る日本農林規格は、必ず表示の基準を含めて制定しなければならないものとする。

2. 格付方法

都道府県が格付けを行なう場合における格付けの方法は、農林大臣が統一的に定めるものとする。

3. 認定工場制

日本農林規格による格付けを円滑に行なうため特に必要があるときは、農林省の機関、都道府県又は登録格付機関は、農林大臣の承認を受けて、格付けに関する業務のうち検査以外の業務を当該農林物資の製造業者に行なわせ、又はその検査の結果に基づいて当該製造業者に格付けの表示を附させることができるものとする。

4. 登録格付機関

登録格付機関の登録の要件を整備するとともに、登録格付機関は、正当な理由がある場合を除き、格付けを行なうことを拒んではならない旨を明記すること。

第4. 表示の適正化

現行の日本農林規格制度のみをもつてしては表示の適正化に完全を期しがたいことにかんがみ、次により、必要な表示を一般に行なわせる制度を設けること。

1. 表示の基準

(1) 農林大臣は、日本農林規格が制定されている農林物資（日本農林規格

を制定することが必要であると認められる農林物資で、相当と認められる期間内にこれに係る日本農林規格が制定されると見込まれるものを含む。)で一般消費者がその購入に際してその品質を識別することが特に必要と認められるもののうち、一般消費者の経済的利益を保護するためその品質に関する表示の適正化を図る必要があるものとして政令で指定するものについては、製造業者又は販売業者が守るべき品質に関する表示の基準を定めなければならないものとする。

- (2) 日本農林規格の制定されている農林物資について(1)の表示の基準を定めるときは、当該日本農林規格において定める表示の基準に準拠するものとする。

2. 指 示 等

農林大臣は、前項により定められた表示の基準を守らない製造業者又は販売業者があるときは、その者に対して、表示の基準を守るべき旨を指示することができるものとし、この指示に従わない者があるときはその旨を公表することができるものとする。

第5. そ の 他

1. 農林物資規格調査会

農林物資規格調査会について、日本農林規格および第4の1の表示の基準の制定改廃についてはその議を経るものとする等、所要の規定を整備すること。

2. 農林大臣に対する申出

格付けの表示を附された農林物資が日本農林規格に適合しないと認める者のほか、表示が適正でないと認める者も、その旨を農林大臣に申し出ることができることとする。この申出に関し農林大臣がとるべき措置を明確にすること。

3. 報告、立入検査

認定工場制の明記及び表示の適正化に関する制度の新設に伴い、認定工場に係る製造業者及び表示の基準の定められた農林物資の製造業者等に対する報告の徴収および立入検査に関する規定を整備すること。

4. その他

不当景品類及び不当表示防止法との関係その他所要の規定を整備すること。

日本農林規格の基準変更ならびに 基準の追加に関する申請事項

1) 畜産物

1. 食肉缶詰（調理食缶詰を含む）に等級を設けることの検討
2. 規格の追加

追加規格（案）

参 考

区 分	かん型	内容量	理 由
ボンレスハム	ハム1封度かん (仮称)	450g	JAS表示希望、缶型 内容共に新製品
フランクフルト ソーセージ	ビールかん (巻取つき)	250g	JAS表示希望
ニューコンビーフ	2号かん	860g	学校給食用
カクテル ソーセージ	び ん	180g 120g	JAS表示希望

3. 内容量の変更

変更規格（案）

参 考

区 分	かん型	固形量	内 容 量
ウイナーソー ページの場合	果実7号かん	185g	210g

現行規格 内容総量 210g

- ・ 8号かん内容総量115gを基準にした内容積比率による換算内容量188g

理由ゼリーを取りのぞいた場合固形量だけで、210gを維持するのが無理なため

以上食肉缶詰組合

2) 水 産 物

1. あか貝くしやきかん詰の缶型別規格の追加

追加規格(案) 参 考

区 分	かん型	内容量	
あか貝くしやき	角かん8号	120g	

理由 JAS表示希望

2. さばてりやきかん詰の規格変更ならびに追加

(1) さばてりやき固形量の変更

変更規格(案) 参 考

区 分	かん型	固 形 量	内容総量
さばてりやき	角かん5号A	85g	100g

現行規格 固形量90g 内容総量100g

理由 小さばを使用する場合現行規格の固形量を維持するのが困難なため

(いわし、さんまかばやきの規格、固形量85g、内容総量100g)

(2) さばてりやき缶型別規格の追加

追加規格(案) 参 考

区 分	かん型	固形量	内容総量
さばてりやき	角かん8号A	145g	165g

理由 400g以上のさばを原料に用いる場合、当缶型を使用するため

追加規格(案) 参 考

区 分	かん型	固形量	内容総量
さばてりやき	ツナ2キロかん	1,320g	1,770g

理由 学童給食用

以上水産缶詰組合

3) 農 産 物

1. ほそたけのこかん詰の缶型別規格の追加

追加規格(案) 参 考

区 分	かん型	固形量
ほそたけのこ	1号かん	1,830g
	2号かん	510g

現行規格4号かんの固形量270gを基準とした内容積比率による換算

固形量

1号かん 1,836.8g 2号かん 518.3g

2. フルーツみつ豆かん詰の缶型別規格の追加

追加規格(案)

参 考

区 分	かん型	固形量	内 容 總 量	
			糖度20%以上	糖度20%未満
フルーツみつ豆 を詰めたもの	3号かん	360g	550g	535g

現行規格4号かんの固形量280g、内容総量425gを基準とした内容積比率による換算固形量352.8g、内容総量585.6g

3. スtringビーンズの内容量変更

変更規格(案)

参 考

区 分	かん型	固形量
Stringビーンズ	4号かん	280g

現行規格 4号かん 固形量250g

(輸出規格 280g)

理由 現行規格の固形量を詰めることが困難なため

4. ビクルスの固形量変更

変更規格(案)

参 考

区 分	かん型	固形量	内容総量
きうりビクルス	2号かん	500g	850g

現行規格 2号かん 固形量600g 内容総量850g

理由 現行規格の固形量を詰めることが困難なため

5. ならづけおよびたくわんかん詰の固形量変更

変更規格(案)

参 考

区 分	かん型	固形量	内容総量
ならづけ、たくあん	4号かん	320g	450g
	6号かん	160g	220g

現行規格 4号かん 固形量340g 内容総量450g

6号かん 〃 160g 〃 220g

理由 現行規格の固形量を詰めることが困難

6. 米飯類かん詰の缶型別規格の追加

追加規格(案)

参 考

区 分	かん型	内容量
米 飯	角かん9号	270g

対象米飯類、赤飯弁当、五目弁当、牛肉弁当、チキン弁当、**飯弁当**

7. ぶどう(マスカットオブアレキサンドリア、巨峰を除く)の缶型別粒数

規定の変更

変更規定(案)

参 考

かん型	L	M	S
4号かん	50個以下	51個～70個	71個以上
5号かん	35個以下	36個～50個	51個以上

理由 ネオマスカット、キャンベルを使用した場合、現行の粒数規定では
実態に合はないため。

以上農産缶詰組合

普及宣伝に関する打合せ

日時 昭和44年4月28日 14.00～16.00時
場所 日缶商事(株) 6階会議室
内容 全缶協普及宣伝に関する件
出席者 日缶商事(株) 仕入課長 八尋大吉郎氏
(株) 国分商店 企画課長 安田銀次郎氏
(株) 明治屋 食品課長 高崎康二氏
野崎産業(株) 仕入課長 新井敏也氏
(株) 逸見山陽堂 缶詰部長 橋田春男氏
(株) 北洋商会 商品部長 広田正氏
・ 横田哲雄氏
全国缶詰問屋協会 専務理事 北田久雄氏
中沢和雄

※ 打合会の概要

普及宣伝部会および理事会において、全缶協の普及宣伝活動として全缶協会員のメリットということで全員に缶切を配布し「缶詰販売促進週間」(仮称)を7月の缶詰需要期に実施することを決定したが、これは普及宣伝部会開催のための下準備として打合せを行なったものである。

会 員 消 息

※ (株)北洋商会 組織変更

4月1日付で従来の缶詰部並びに食品部を統合「商品部」を設置しかつてから構想であつたマーチャンドライザー制を採用することになつた。商品部長には缶詰部次長の広田正氏が就任した。

※ 福島魚市場(株)が設立

(株)福島山且で、中央水産(株)と共に新会社福島魚市場(株)を設立し5月1日より開業することになった。

社名 福島魚市場株式会社

住所 福島市早稲町7番22号

役員は次の通り就任した。

代表取締役 渡辺 嘉久一 氏

取締役副社長 遠藤 衆一 氏

取締役鮮冷部長 渡辺 典寿 氏

取締役塩干部長 渡辺 士郎 氏

取締役食品部長 遠藤 久次郎 氏

取締役総務部長 渡辺 富男 氏

取 締 役 鈴木 啓仁 氏

、 木村 忠夫 氏

、 畠山 六栄門 氏

監 査 役 佐藤 博 氏

相 談 役 遠藤 衆三郎 氏

※ (株)松下商店専務取締役に松下善四郎氏が就任

4月1日付で常務取締役京都支店長の松下善四郎氏は、専務取締役に就任、本店に帰任し、後任の京都支店長には今井勝氏が就任した。

※ 新生商事(株)へ坂本物産(株)の食料品卸部門が合体

4月14日付で坂本物産(株)の食料品卸部門を新生商事(株)へ合体。

新任役員として取締役会長(非常勤) 坂本 実 氏

取 締 役() 坂 本 伸 夫 氏

が就任した。

※ 野田喜商事(株)常務取締役西川薫氏 ご逝去

野田喜商事(株)常務取締役西川薫氏は4月20日死去され、告別式は4月22日午後8時～4時、奈良県生駒市の西教寺にて執り行われた。喪主は西川忠実氏。

